

久喜市自動販売機設置事業者募集要項

久喜市では、市有施設内への飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置及び運営を目的とする市有財産の貸付の相手方（以下「設置事業者」という。）を賃貸借料提案方式により募集します。

募集に参加される方は、本募集要項及び別添仕様書等を熟読し、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

市有財産の有効活用と、自主財源の確保及び市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては久喜市内で事業を営んでいること。（法人格のない団体は個人とみなし、代表者の資格要件を審査します。）
- (5) 自動販売機の設置業務において、3 年以上管理し、又は運営した実績を有していること。
- (6) 国又は地方公共団体（地方職員共済組合等を含む。）が行う募集に係る貸付物件の種類及び規模をほぼ同じくする契約等を過去 3 か年の間に締結し、全て誠実に履行していること。
- (7) 埼玉県税及び久喜市税の滞納がないこと。（法人格のない団体は個人とみなし、代表者の滞納を確認します。）
- (8) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、当該許認可等を有していること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

3 募集事項等

(1) 募集事項

自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づき自動販売機設置のための行政財産の賃貸借とします。

(2) 貸付期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

(3) 貸付場所及び面積等

物件番号	物件名称	所在地	貸付面積	台数	最低貸付料 (年額)
1	久喜市役所	久喜市下早見 85-3	2.0 m ² 以下 (W1. 20m×D0. 80m)	1 台	10,000 円
2	久喜市役所	久喜市下早見 85-3	2.0 m ² 以下 (W1. 20m×D0. 80m)	1 台	61,000 円
3	久喜市役所	久喜市下早見 85-3	2.0 m ² 以下 (W1. 20m×D0. 80m)	1 台	61,000 円
4	久喜市役所 第二庁舎	久喜市北青柳 1404-7	2.0 m ² 以下 (W1. 20m×D0. 80m)	1 台	55,000 円
5	太田集会所	久喜市吉羽 1-37-14	2.0 m ² 以下 (W1. 20m×D0. 80m)	1 台	11,000 円
6	菖蒲老人福祉 センター	久喜市菖蒲町三箇 2904	2.0 m ² 以下 (W1. 20m×D0. 80m)	1 台	44,000 円
7	栗橋総合支所	久喜市間鎌 251-1	2.0 m ² 以下 (W1. 20m×D0. 80m)	1 台	10,000 円
8	鷺宮西コミュニ ティセンター	久喜市中妻 785-2	2.0 m ² 以下 (W1. 20m×D0. 80m)	1 台	59,000 円
9	鷺宮公民館	久喜市鷺宮 6-1-4	2.0 m ² 以下 (W1. 20m×D0. 80m)	1 台	10,000 円

※貸付面積には、放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。下段（ ）内は、自動販売機の設置面積です。

(4) 貸付条件等

別添自動販売機設置場所貸付に係る仕様書及び各物件調書のとおりとします。

4 応募手続

(1) 応募書類の提出期間

令和3年1月12日（火）から令和3年1月22日（金）まで

※受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

※土曜日及び日曜日は除きます。

(2) 提出先

久喜市下早見85番地の3

久喜市役所4階 財政部アセットマネジメント推進課管財係

(3) 提出方法

持参に限ります。なお、(4)の提出書類に不足がある場合は、受付できません。

(4) 提出書類 (提出部数は各1部)

ア 久喜市自動販売機設置事業者募集申込書 (様式第1号)

イ 誓約書 (様式第2号)

ウ 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (法人の場合のみ/写し可)

エ 住民票 (個人の場合のみ/写し可)

オ 久喜市税の滞納がないことの証明書 (納税証明書) の写し

カ 埼玉県税の滞納がないことの証明書 (納税証明書) の写し

キ 許認可等の免許書の写し (許認可等を要する場合)

ク 設置する自動販売機、附属品等のカタログ

※提出書類は返却しません。

※区分ウ、エ、オ及びカについては、提出日前3か月以内のものに限ります。

5 応募資格の確認等

久喜市の担当者から応募書類に関し説明を求められた場合は、応募した者の負担において説明していただきます。

6 質問及び回答

(1) 質問の方法

募集に関し、質問がある場合は、「質問書 (様式第3号)」を提出してください。

(2) 提出期間

令和2年12月22日 (火) から令和3年1月15日 (金) 17時まで

(3) 提出方法

FAXまたは電子メールで下記11の「問い合わせ先」へ提出してください。

(4) 回答方法

質問者に対しFAXまたは電子メールで個別に回答した後、質問と回答を市のホームページに掲載します。なお、最終回答は、令和3年1月19日 (火) 17時までに行います。

7 入札

(1) 入札日時

令和3年1月29日（金）14時00分

(2) 入札場所

久喜市役所4階 第6会議室

(3) 入札書

ア 指定の入札書（様式第4号）を使用してください。

イ 入札書記載金額は、屋内物件については、消費税及び地方消費税に係るか材事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（年額）の110分の100に相当する額を記載してください。

また、屋外物件については、消費税及び地方消費税が非課税のため、見積もった契約希望金額（年額）を記載してください。

ウ 入札書の金額記載欄で使用する文字は、算用数字とし、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

エ 入札書は、物件番号及び入札者名を記載した封筒に入れ、封緘してください。

オ 入札書及び封筒は、ボールペン等容易に消すことができない筆記具で記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札の辞退

久喜市自動販売機設置事業者募集申込書を提出された方で、入札を辞退する場合は、久喜市自動販売機設置事業者募集辞退届（様式第5号）に必要事項を記載し、入札日前日までに応募書類と同じ提出先へ直接持参してください。

(5) 入札方法

ア 入札参加者は、開札に立ち会ってください。なお、代理人に入札を委任する場合は、委任状（様式第6号）を提出してください。

イ 入札は、物件ごとに行います。

ウ 入札書を開札し、最低貸付料以上の額かつ最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札事業者とします。なお、最高価格の入札者が2者以上ある場合は、くじで選定します。

(6) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 不正行為による入札

イ 入札に参加する資格がないものによる入札

ウ 入札書に入札者名または代理人の記名押印を欠くとき

エ 誤字脱字等により、入札金額等が不明慮なとき

- オ 入札書の金額が訂正されているとき
- カ 入札書の封筒に記載された物件番号に相違があるとき
- キ その他募集に関する規定等に違反したとき

(7) 入札の延期または中止

入札が公正に行われぬおそれがあると認められるときまたは災害等やむを得ない事情があるときは、入札期日の延期または中止することがあります。

(8) 入札会場への入場

- ア 入札会場への入場者は、1応募者につき1名とします。
- イ 入場者は、マスクを着用し、入場前にアルコールによる手指消毒をしてください。(消毒用アルコールは久喜市で用意します。)

(9) 入札結果の公表

落札者の決定後、入札者数、落札者名及び落札金額を久喜市ホームページで公表します。

8 契約の締結

(1) 契約締結期限

令和3年2月4日(木)

(2) 契約書

- ア 物件番号1及び5の2物件は、屋外設置のため、契約書は「市有財産賃貸借契約書(土地)(案)」のとおりです。
- イ 上記ア以外の物件番号の物件は、屋内設置のため、借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約とします。契約書は「市有財産賃貸借契約書(建物)(案)」のとおりです。

(3) 契約保証金

免除とします。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、

- ア 上記(1)に示す期日までに契約が締結されなかったとき、落札者が応募者の資格を失ったとき、著しく社会的信用を損なう行為により、設置事業者としてふさわしくないと久喜市が判断したときは、落札決定者を取り消す場合があります。
- イ 上記アの理由で落札決定を取り消したときは、次点の者と契約交渉を行うものとします。

9 自動販売機の設置

自動販売機の設置作業は、施設管理者と協議の上、令和3年4月1日(木)から令和3年4月12日(日)の間に実施してください。

10 その他

この要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、久喜市財産規則（平成 22 年久喜市規則第 69 号）及び久喜市契約規則（平成 22 年久喜市規則第 65 号）の規定によるものとし、久喜市と設置事業者協議の上、定めるものとします。

11 問合せ先

久喜市財政部アセットマネジメント推進課管財係（本庁舎 4 階）

電話 0480-22-1111（内線 2469～2472）

FAX 0480-22-3319

e-mail asset@city.kuki.lg.jp